令和2年度(2020年度)行政監査結果報告書の概要

1 行政監査

地方自治法(第199条第2項)に基づき、道が行う事務の執行について監査を行うもの。

2 監査のテーマ

許認可等に係る事務について

3 監査の目的等

許認可等に係る事務については、道民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、公正の確保、透明性の向上や事務処理の適正化が強く求められている。

また、道では、Smart道庁推進本部を設置し、業務の効率化・省力化の実現に向けて申請手続の簡素化などの取組を推進することとしている。

使用許可を行わないまま行政財産の一部を使用させているものなど、許認可等に係る事務を適切に行って いない部局もあり、道における許認可等に係る事務について、次の点に着眼して監査を実施した。

- (1) 事務処理の体制は適切か。
- (2) 事務処理は適正かつ迅速に行っているか。
- (3) 申請手続の簡素化に努めているか、また、事務の効率化及び合理化に努めているか。

4 監査の対象等

(1) 監査の対象とした許認可等事務及び対象部局

令和元年度に処分実績があった1,019の許認可等事務のうち、道民生活への関わりが深いもの、処分件数が多いものなどを考慮して30事務を対象とし、その処分を行った194部局※について監査を行った。※194部局の内訳

本庁8部、14(総合)振興局、教育庁、14教育局、82道立学校、教育研究所、特別支援教育センター、図書館、近代美術館、旭川美術館、函館美術館、帯広美術館、警察本部、3方面本部、64警察署

(2) 監査の対象年度

令和元年度(2019年度)及び令和2年度(2020年度)

(3) 監査の実施方法

監査対象部局に対して資料の提出を依頼し、これを踏まえ定期監査と同時に実地又は書面により実施。

5 監査の結果

着眼事項	確 認 事 項	結 果
事務処理の体制	受付窓口の案内表示を行っているか	表示していない部局が113部局、一部表示して
は適切か		いない部局が28部局あった
	事務取扱マニュアルを作成しているか	「作成していない部局が9部局、一部作成して」
		いない部局が19部局あった
	処分を決定するまでの進捗管理を行って	「行っていない部局が12部局、一部行っていな」
	いるか	い部局が12部局あった
事務処理は適正	申請書の到達日が明らかになっているか	関らかになっていない部局が3部局あった
かつ迅速に行っ	法令等の根拠なく申請書類等を2部以上	2部以上提出させている部局が17部局あった
ているか	提出させていないか	
	標準処理期間を越えて処分を行っていな	標準処理期間を越えて処分を行っている部局
	レンカン	が28部局あった
	現地確認を行っているか	一部または全て行っていない部局が新規処分
		で181部局、更新処分で80部局、変更処分で80
		部局、廃止処分で78部局あった
	申請書類等が適正に管理されているか	適正に管理されていない部局が2部局あった
申請手続の簡素	電子申請が可能か	監査対象とした30事務において電子申請が可
化に努めている		能な事務はなかった
か、事務の効率	窓口対応マニュアルを作成するなどサー	取り組んでいる部局が85部局あった
化及び合理化に	ビス向上に取り組んでいるか	
努めているか		

6 監査委員の所見

- ・ 事務処理マニュアルの作成や申請書が到達したときから処分を決定するまでの進捗管理等、必要な事 務処理体制の整備に積極的に取り組む必要がある。
- ・ 標準処理期間内に処分を行うことは、申請者が処分の時期を見通すことができるという観点で重要であり、慢性的に当該期間を越えている場合は、受付事務の効率化や審査体制の見直しが求められる。
- ・ 特定個人情報 (マイナンバー) 等を含む申請書類等が適正な保管場所で管理されていないものについて、速やかな是正が必要である。
- ・ 手続の電子化は喫緊の課題であり、北海道電子申請サービスの充実に向け検討を行うことが望ましい。
- ・ 許認可等事務の効率化及び合理化を進めることは、申請者へのサービスの向上に繋がるため、積極的に取り組んでいくことが必要である。